

平成30年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：県立博物館、県立美術館の運営及び財務事務について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
現金残高を確認する際には金種表を作成し、事務処理の効率化を図ることを推奨する。【報告書287ページ、307ページ、326ページ、357ページ】	<p>【意見19】現金残高を確認する際には金種表を作成し、事務処理の効率化を図ることを推奨する。</p> <p>現金に係る手続きは埼玉県財務規則に従って実施しており、手続き自体に誤りがあるわけではないが、現金残高の確認は数え間違い等が発生しないように慎重に行うことが望ましい。</p> <p>営業終了後に現金残高をカウントする際に、金種表を利用して売上現金及びつり銭現金と実際の現金残高を確認すると、残高の不一致が生じた場合に、カウント作業のどこで数え間違いをしたのかを比較的容易に発見することができる。また、金種表を作成し、保有している紙幣及び硬貨の推移を分析することにより、つり銭として手元に保有すべき紙幣及び硬貨の枚数を最適化することができる。事務処理の効率化のためにも、現金残高を確認する際には金種表を作成することを推奨する。</p>	<p>【歴史と民俗の博物館】 平成31年3月から、日々の観覧料の集計の際に金種表を作成し、現金残高を確認できるようにした。</p> <p>【さきたま史跡の博物館】 平成31年1月4日に金種表を新たに作成し、現金残高を確認できるようにした。</p> <p>【嵐山史跡の博物館】 平成31年3月に日計表に金種表の欄を追加し、当日の現金残高を確認できるようにした。</p> <p>【近代美術館】 平成31年4月から集計に用いる「観覧券配布表」中に、金種についての記入を追加し、当日の現金残高を確認できるようにした。</p>	対応済み	歴史と民俗の博物館 さきたま史跡の博物館 嵐山史跡の博物館 近代美術館
車両にも備品標示票を貼り付けるべきである。【報告書299ページ、335ページ】	<p>【意見20】車両にも備品標示票を貼り付けるべきである。</p> <p>博物館で現物確認を行った際に自動車に備品標示票が貼り付けられていないことが判明した。埼玉県財務規則第180条には「備品には、備品標示票、焼印、刻印等により番号及び機関名を標示しておくものとする。」旨規定されている。</p> <p>また、自動車は重要物品に該当するものであり（埼玉県財務規則第186条第2項「・・・重要物品等（一品の取得価格（取得価格が不明のときは見積額）が100万円以上の備品及び動物（以下「重要物品」という。）並びに100万円未満の自動車及び原動機付自転車をいう。）」）、重要物品に備品標示票が貼り付けられていないことは問題である。</p> <p>車両は他の備品とは異なり、ナンバープレートで識別できるため、たとえ同じ車両を複数保有していたとしても、実査の際に備品の特定が困難な状況にはならないとは思うが、備品標示票の貼り付けは財務規則で定められている手続きであり遵守すべきものである。</p>	<p>【さきたま史跡の博物館】 当館で保有する公用車3台中1台に備品標示票が見当たらなかつたため、平成30年10月に備品標示票を新たに作成し、当該車両に貼付した。</p> <p>【自然の博物館】 平成30年11月に当該車両に対し備品標示票を貼付した。</p>	対応済み	さきたま史跡の博物館 自然の博物館

平成30年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
無料入館者数のカウント方法を見直すべきである。 【報告書316ページ】	<p>【意見21】無料入館者数のカウント方法を見直すべきである。嵐山史跡の博物館では利用者数の把握方法として、玄関ホール入口付近の観覧券売り場で、有料入館者については観覧券で人数を把握し、無料入館者については展示室受付に設置してある数取器により人数をカウントしている。また、城跡を訪れた人も無料入館者として目視でカウントしている。受付職員は城跡を訪れる人だけに集中しているわけではなく、他の業務もこなしながらの作業となるため、目視でカウントした数値が正確とは言えないと思う。</p> <p>城跡は敷地面積が広大であり出入口も複数ある。電源設備がない史跡内に複数のセンサー等を設置して正確に人数を把握することは金銭的な面からも現実的とは言えない。正確に人数を把握できないのであれば、城跡を訪れた人を無料入館者数から除き、より実態に近づけた利用者数の把握に努めるべきである。</p>	平成31年3月より館跡見学者を無料入館者数の数値から除き、統計資料を作成することとした。	対応済み	嵐山史跡の博物館
不用の備品で災害時に危険を及ぼす懸念があるものは速やかに処分すべきである。【報告書324ページ】	<p>【意見22】不用の備品で災害時に危険を及ぼす懸念があるものは速やかに処分すべきである。</p> <p>嵐山史跡の博物館本館1階のスタジオでは現在はデジタルカメラを使用しているが、以前に光学式カメラを使用していた際に利用していた多数の照明機材や光源が保管されている。また、多量の電力を使用するためのトランス（変圧器）も現在では不要となっている。10年を超えて使用されていない備品は、災害時に電球が破損するなど人体に危険を及ぼす懸念がある。処分するにも費用が発生するため、先送りになっているものと推察するが、速やかに処分すべきである。</p>	備品台帳上の名称はトランスであったが、平成31年3月に調べた結果、調光装置であった。不用であることに変わりはないので、令和3年1月に処分を行った。	対応済み	嵐山史跡の博物館

平成30年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
「現金（証券）出納簿」の確認作業には工夫の余地がある。【報告書326ページ、340ページ】	<p>【意見23】「現金（証券）出納簿」の確認作業には工夫の余地がある。</p> <p>現金に関する手続きは埼玉県財務規則に従って実施しており、手続き自体に誤りがあるわけではないが、現金は盗難の危険性が高いため慎重に手続きを行うべきものである。博物館で保有する「現金（証券）出納簿」には金額を確認したことを示すチェックマーク等の証跡がなかった。「現金（証券）出納簿」は手書きで記帳されており、転記ミスにより「払込書兼領収書」との金額の相違が生じる可能性がある。博物館では、チェックマーク等の証跡は付していないが、金額の突合は当然に実施しているとのことであった。</p> <p>また、博物館における現金に係る手続きは、担当者のみでは完結せず、少なくとも「現金（証券）出納簿」や「払込書兼領収書」は担当者の上長が確認していると思うので、例えば金額を確認した際には押印またはチェックマークをつけるなどして、複数の目で確認していることが、第三者からも明らかにわかるように、確認作業を示す証跡を残すなどの工夫が求められる。</p>	<p>【嵐山史跡の博物館】</p> <p>平成31年1月分から、さきたま史跡の博物館の証跡方法と同様の措置をとることとした。</p> <p>【自然の博物館】</p> <p>平成31年4月から「現金（証券）出納簿」に対してもチェックマークを付ける運用に改めた。</p>	対応済み	嵐山史跡の博物館 自然の博物館
備品標示票は確認しやすい場所に貼り付けることが望ましい。【報告書335ページ】	<p>【意見24】備品標示票は確認しやすい場所に貼り付けることが望ましい。</p> <p>博物館では埼玉県財務規則第180条の規定に従って、備品本体に備品標示票を貼り付けており、博物館の手続きには誤りはない。しかしながら、プロジェクター、スクリーンについては高いところに設置してあることから、備品本体に貼り付けた備品標示票は毎年の現品実査では備品標示票自身の確認が困難な状況である。また、展示パネルについても、備品標示票がパネルの裏面に貼り付けてあり、備品標示票を確認するためにはパネルを移動する等の作業が必要となる。</p> <p>前述の備品は同じような備品が多数存在するわけではないので、備品確認をする際に備品自身を間違える可能性は低いと思われるが、備品標示票の貼り付けは財務規則で定められている手続きであり、実際に貼り付けを行っているのであれば、例えばプロジェクターやスクリーンに関しては操作盤に貼り付けるなどして、備品標示票の確認が容易にできるよう工夫することでより効率的に現物確認を実施できる。</p>	<p>高所に設置している当該備品については、実地監査終了後速やかに操作盤にも備品標示票を貼付した。</p>	対応済み	自然の博物館

平成30年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
アンケートの質問項目に博物館、常設展、企画展等についてどこから情報を得たかを含めた方がよい。 【報告書336ページ】	【意見25】アンケートの質問項目に博物館、常設展、企画展等についてどこから情報を得たかを含めた方がよい。 現在のアンケートには博物館、常設展、企画展等に来場したきっかけについて質問する項目が含まれていない。来場者がどの媒体から博物館、常設展、企画展の情報を得て、実際に博物館に足を運んだかを知ることは、今後の広報戦略にとって重要であり、利用者促進につながるものである。アンケートの質問項目に博物館、常設展、企画展等についてどこから情報を得たかを含めた方がよい。	平成31年4月からアンケートの質問に、館の情報をどこから得たのかを聞き取る項目を追加した。	対応済み	自然の博物館
収蔵品について現物確認すべきである。 【報告書338ページ】	【意見26】収蔵品について現物確認すべきである。 自然の博物館では収蔵品が16万点あり、一度に全点の現物確認を実施するのは実務上困難という理由で、計画的に実施する収蔵品の現物確認はできていない。データベースに登録されている収蔵品が実際に存在していることを確認しないと、収蔵品が無くなっていたとしても気が付くことができない。収蔵品は県の財産であるから所在不明になることがないようにきちんと管理すべきである。一度に全点の現物確認をすることが困難であるなら、何年間かで一巡するように計画し現物確認を行うなど、収蔵品が実在することを確かめるべきである。	令和元年度は、4月から動物・植物・地質分野の担当ごとに収蔵状況の確認を行うとともに、実施手順等の検討を行った。 検討を踏まえ、資料管理用の専用パソコンを令和2年2月に取得、館内LANの整備を3月に実施し、効率的な現物確認のための作業環境の整備を行った。 令和2年4月、現有の収蔵資料データベースの再整備及び現物確認に係る実施手順を定めた。	対応済み	自然の博物館
現金残高を確認する際には、あらかじめ印刷された金種表様式を使用することを推奨する。 【報告書340ページ】	【意見27】現金残高を確認する際には、あらかじめ印刷された金種表様式を使用することを推奨する。 現金に係る手続きは埼玉県財務規則に従って実施しており、手続き自体に誤りがあるわけではないが、現金残高の確認は数え間違い等が発生しないように慎重に手続きを行うことが望ましい。博物館では、観覧券売り場での現金残高の確認・集計作業に際し、金種があらかじめ記載され枚数及び金額欄が空欄となっている金種表を使用するのではなく、観覧券の表紙などの「廃物」を利用して、金種と枚数を手書きした後で合計金額を計算するという手続きをおこなっている。当該手書きの計算表は現金残高確認後に廃棄しているとのことであった。 現在、金種と枚数を手書きで記入していることから、あらかじめ印刷された金種表様式を使用して紙幣及び硬貨の枚数と合計金額を記入することは、金種を記入する作業を省くことができる。	平成31年4月から動物あらかじめ金種が記載された金種表を活用する運用に改めた。	対応済み	自然の博物館

平成30年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
現物照合した証跡の残る手書きメモは一定期間保管すべきである。 【報告書350ページ】	<p>【意見28】現物照合した証跡の残る手書きメモは一定期間保管すべきである。</p> <p>埼玉県財務規則第224条では、「課長及び所長は、次に掲げる帳簿のうち必要なものを備え、整理しておかなければならない。第1～3項省略、第4項物品供用簿、以下省略。」旨規定されている。また、埼玉県財務規則第235条には「証拠書類の保存期間」として、「この規則に定める帳簿、証拠書類その他の書類の保存期間は、会計管理者が別に定めるところによる。」旨規定されている。</p> <p>近代美術館では、現物実査終了後に備品の状況についてのリストを作成の上、情報を備品台帳に入力し、その後に現物照合した証跡の残る作業用の手書きメモは廃棄している。備品台帳は財務規則に定められた「物品供用簿」であり、実査実施のための作業用の手書きメモは備品台帳が適正に記録されていることを示す「証拠書類」であると考えられるため、現物照合した証跡の残る手書きメモは一定期間保管すべきである。</p>	令和元年度の実査から、備品台帳の実査実施のための作業用の手書きメモを、現物照合した証跡の残る「証拠書類」として一定期間保管することとした。	対応済み	近代美術館
屋内の美術品についても保険をかけることについて、保険会社から見積もりを取るなどして検討することは必要である。 【報告書351ページ】	<p>【意見29】屋内の美術品についても保険をかけることについて、保険会社から見積もりを取るなどして検討することは必要と考える。</p> <p>一般的に公立美術館では保険をかけていない場合が多いこと、また埼玉県の方針として美術館の収蔵作品には保険をかけていない。館内には高額な美術品が多く展示または収蔵されており、盜難や火災等で美術品を失うと代わりの美術品を取得するのに多額の費用が見込まれる。</p> <p>美術品が高額であるため支払う保険料も高額になることが予想され、美術館としても保険をかけることに躊躇していると思われるが、全ての収蔵品に対して保険をかけるのではなく、特定の作品だけにかけるなど、検討の余地はあると思う。実際に保険をかけるかを決める前に、損害保険会社等に依頼して保険料の見積もりを取ってみて、再度保険をかけることが必要か不必要かを判断してもよいと思う。</p>	<p>平成31年3月、損害保険会社に依頼し保険料の見積もりを取ったところ、非常に高額（約4,300万円）であることが判明し、すべての収蔵品に保険をかけることは、困難であると考えている。</p> <p>また、特定の作品だけに保険をかけた場合でも、現存の保険では高額な作品では年間の保険料が200万円を超えることに加え、補償内容に台風や地震による被害が含まれていないなどの問題があることが分かり、令和2年11月、保険はかけないこととした。</p>	対応済み	近代美術館

平成30年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
3階会議室隣の倉庫（通称：「スーパー倉庫」）について、安全性を確保すべきである。【報告書354ページ】	<p>【意見30】3階会議室隣の倉庫（通称：「スーパー倉庫」）について、安全性を確保すべきである。</p> <p>備品標示票の貼り付けについての確認を行った際に、「スーパー倉庫」にある備品についても確認を実施した。当該倉庫は室内の一部分が「2階建て」の構造になっており、簡易な階段が設けられている。限られた保管スペースを有効に活用したいという思いは理解できるが、備品の出し入れの際に職員がけがをする危険性がある。これまでに事故等は発生していないことであるが、早急に何らかの対処をすることが望まれる。</p> <p>なお、現在職員の作業時の危険防止のため、手すりの設置を検討している。また、次年度以降、さらなる安全性を確保するための予算措置に努力することである。</p>	<p>令和2年2月3日、手すりを設置した。</p> <p>また、令和2年11月、さらなる安全性の確保のために、室内作業灯を購入し、十分な明るさを確保した上で作業が行えるようにした。</p>	対応済み	近代美術館
スタジオの照明について速やかに処分を進めるべきである。【報告書355ページ】	<p>【意見31】スタジオの照明について速やかに処分を進めるべきである。</p> <p>以前に「スタジオ」として使用されていた部屋の天井には照明設備が設置されている。当該スタジオは長期間に渡りスタジオとしては使用されていないため、天井の照明設備についても点検がされていない状態である。長期間点検されていないため、照明設備にネジの緩み等の不具合が生じていても気が付かない状態にある。また、地震が発生した場合も危険であるため、速やかに撤去することが望ましい。</p>	平成31年3月26日にスタジオの照明を撤去した。	対応済み	近代美術館
観覧券には通し番号を付すべきである。【報告書358ページ】	<p>【意見32】観覧券には通し番号を付すべきである。</p> <p>MOMASコレクション及び企画展の観覧券には通し番号が付されていない。年間10万枚近く作成される観覧券に通し番号を付けるには多額の費用がかかることや、また巡回展等で他館と合同で観覧券を発注する場合もあり、観覧券に通し番号を付けることが困難であることは理解できる。</p> <p>しかし、観覧券は有料で販売されるものであり、金銭的価値があるものすなわち換金可能なものなので、慎重な管理が必要である。たとえ観覧券を日々確認し、消耗品出納簿に記載して、盗難や紛失をその都度発見することができる状態であったとしても、より管理を徹底するために、観覧券には通し番号を付すことが望ましい。</p>	<p>令和2年10月、MOMASコレクション観覧券の増刷において、通し番号を付す仕様に変更を行った。</p>	対応済み	近代美術館